

再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間取りまとめ案に対する意見提出結果

提出した意見	意見に対する回答とそれに対する受け止めと今後の対応
<p>再エネの FIT 制度からの自立へ向けての提案(DR の活用推進) 該当箇所 P.4 競争電源に係る制度の在り方</p> <p><b>【意見】</b> 下8行目の文章を以下の通り変更する。 「現行 FIT 制度における市場取引の免除については、再エネ発電事業者が蓄電池の活用等により売電収益を向上するインセンティブやインバランス発生を抑制するインセンティブを享受することを妨げ、それにより、蓄電池ビジネスやアグリゲーション・ビジネスの活性化、自家発電やコージェネの出力制御を通じた DR の活用推進、再エネ予測精度の向上や適切な出力調整の実施といった再エネ発電事業の高度化及び電力システム全体の最適化の機会を阻害していることを踏まえると、見直しが必要である。」 ※「自家発電やコージェネの出力制御を通じた DR の活用推進、」を追記した。</p> <p><b>【理由】</b> 今後限界費用ゼロの再生可能エネルギー電源が大量導入される一方、卸売電力価格が下落し火力発電などの収益性が低下することにより、小売電気事業者、発電事業者のインバランス対応を含む系統の需給調整力が減少していくことが予想される。このような中、あらゆる電源リソース、需要リソースを活用し、系統の安定化を図っていく必要がある。例えば、第 10 回 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会 資料7(P8)においては、逆潮流アグリゲーション・ビジネスに対するリソースとして地冷用コージェネ、工場コージェネ、家庭用燃料電池等が挙げられており、蓄電池と並んで、自家発電やコージェネを非 FIT 再エネ事業者の再エネ出力変動対策として活用することを積極的に推進すべきと考える。</p>	<p><b>【回答】</b> 御指摘をふまえ、ダイヤモンドレスポンスの活用促進について、追記させていただきます。 ⇒「コージェネ等の制御を通じたダイヤモンドレスポンスの活用推進」が追記された。</p>

提出した意見	意見に対する回答とそれに対する受け止めと今後の対応
<p>該当箇所 P.7(3)再エネ事業者による市場取引の在り方 kWh 価値について</p> <p><b>【意見】</b> 4 行目の文章を以下の通り変更する。</p> <p>(変更前)卸電力取引市場の最小取引単位の水準や、アグリゲーション・ビジネス等の活性化の状況等を見極めながら、FIP 制度の対象とする電源種・規模等を決定する。</p> <p>(変更後)卸電力取引市場の最小取引単位の水準の引き下げや、アグリゲーション・ビジネス等の活性化等のための環境整備を進める中で FIP 制度の対象とする電源種・規模等を決定する。</p> <p><b>【理由】</b> (P6.下から 6 行目)「一方 FIP 電気を相対取引するインセンティブは低い可能性もあり、発電予測支援ビジネスやアグリゲーション・ビジネスの活性化のための環境整備を進めることも重要である」との記載があり、国は状況を見極めるのではなく率先してアグリゲーション・ビジネス等の活性化を推進し、その中でルールを示す対応が必要と考える。</p>	<p><b>【回答】</b> アグリゲーション・ビジネスの活性化について、御指摘の趣旨は、同じく(3)再エネ事業者による市場取引の在り方 kWh 価値についてにおいて、「発電予測支援ビジネスやアグリゲーション・ビジネスの活性化のための環境整備を進めることも重要である。」と記載させていただいております。</p> <p>→既に同様に記載があるので、指摘箇所での変更はしない。</p> <p>なお、卸電力取引市場での取引量の単位については、事業者のニーズに加え、細分化することによる処理コスト面の観点も含めて総合的な判断が必要になることから、広く市場参加者の声を伺いながら、卸電力取引所とも連携しながら検討していきます。</p> <p>→取引量の単位については、今後も市場参加者や卸電力取引所と連携の上、決定する。</p> <p><b>【受け止めと今後の対応】</b> 取引量単位の検討経緯については、引き続き委員会の動向を注視し、最小取引単位水準の引き下げへの働きかけを引き続き継続する。</p>

提出した意見	意見に対する回答とそれに対する受け止めと今後の対応
<p>(該当箇所)P7 (3)再エネ発電事業者による市場取引の在り方インバランスについて</p> <p><b>【意見】</b> 以下の文言を追加する。 「更には、アグリゲーション・ビジネス側の環境整備として、現行制度ではアグリゲーターと契約した工場等が上げ DR を提供するため自家発停止及び抑制分を系統電力に切り替えた場合、契約電力(常時)増加により契約基本料金が増加してしまうなどの障害があり、これに伴う基本料金の負担を軽減するような手当を検討する必要がある。」</p> <p><b>【理由】</b> 本中間まとめ案の「(3)再エネ発電事業者による市場取引の在り方 kWh 価値について」(P6～)では、「再エネの市場統合を進めていくためには、再エネ発電事業者が自ら kWh 価値の市場取引を行うべき」であり、そのためには、「発電予測支援ビジネスやアグリゲーション・ビジネスの活性化のための環境整備を進めることも重要である」としており、賛同の意を表したい。ついては、その実現を確実なものとするため、次の通り提案したい。本中間まとめ案は全般に再エネ事業者のあり方について焦点を当てているが、再エネ事業者自身が出力調整するというよりも他の事業者との連携や契約により、自らの出力変動に対応することを求めている。その意味では、実際に再エネ出力変動に対応するのはアグリゲーターや DR 事業者であり、出力変動に実際に対応する事業者側の環境整備も重要である。例えば、第 24 回 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会系統ワーキンググループ資料2「再生可能エネルギー出力制御の高度化に向けた対応について」において、上げ DR の実施に向けた改善すべき点として、「現行制度では自家発停止及び抑制分を系統電力に切り替えた場合、契約電力(常時)増加により契約基本料金が増加する。そのため、これに伴う基本料金の負担を軽減するような手当を検討することなどが考えられる」(P14)としており、委員会間の連携を図るとともに、アグリゲーション・ビジネスの環境整備をお願いするものである。</p>	<p><b>【回答】</b> これまでの再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における議論の内容をふまえ、本中間取りまとめには、アグリゲーション・ビジネスの環境整備の具体策を追加することはいたしません。いただいた御意見も踏まえつつ、委員会間の連携を図るとともに、アグリゲーション・ビジネスの活性化のための環境整備を進めていきたいと考えます。 →中間とりまとめには環境整備の具体策は記載しないが、意見を踏まえつつ今後具体策を検討していく。</p> <p><b>【受け止めと今後の対応】</b> ・アグリゲーション・ビジネス推進のための環境整備については、特に上げ DR に関する具体策に関して委員会の動向を注視し、引き続き働きかけを継続する。</p>

提出した意見	意見に対する回答とそれに対する受け止めと今後の対応
<p data-bbox="152 244 1081 272">該当箇所)P7(3)再エネ発電事業者による市場取引の在り方環境価値について</p> <p data-bbox="152 331 241 360">【意見】</p> <p data-bbox="152 373 1223 619">以下の文言を追加する。 「更には、上げ DR を実施することで再エネ出力増加に対する需給調整機能を果たすとともに、再エネの出力制御を防止し再エネを最大限導入することに寄与した事業者に対し、上げ DR により生じた再エネ環境価値をインセンティブとする等の仕組みを導入することも重要である。これにより、インバランスを抑制する事業の活性化や非化石価値市場の活性化にも貢献していくことができる。</p> <p data-bbox="152 678 241 707">【理由】</p> <p data-bbox="152 719 1223 1310">本中間まとめ案の「(3)再エネ発電事業者による市場取引の在り方 kWh 価値について」(P6～)では、「再エネの市場統合を進めていくためには、再エネ発電事業者が自ら kWh 価値の市場取引を行うべき」であり、そのためには、「発電予測支援ビジネスやアグリゲーション・ビジネスの活性化のための環境整備を進めることも重要である」としており、賛同の意を表したい。ついては、その実現を確実なものとするため、次の通り提案したい。アグリゲーション・ビジネスの価値は、kWh 価値に留まるものではなく、インバランス調整価値、環境価値も有している。その価値が正当に評価されビジネスとして成立するためには、それぞれの価値に応じた評価と環境整備がなされるべきである。例えば、第 24 回省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会システムワーキンググループ資料2「再生可能エネルギー出力制御の高度化に向けた対応について」において、「上げ DR に協力する需要家にもメリットが生まれる仕組み等が必要」(P7)であり、「上げ DR により生じた再エネの環境価値を上げ DR のインセンティブとしたい」(P12、P15)との意見が取り上げられており、委員会間の連携を図るとともに、アグリゲーション・ビジネスの環境価値についての環境整備をお願いするものである。</p>	<p data-bbox="1243 331 1332 360">【回答】</p> <p data-bbox="1243 373 2089 663">これまでの再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における議論の内容をふまえ、本中間取りまとめには、上げ DR に係る具体策を追加しませんが、いただいた御意見も踏まえつつ、委員会間の連携を図るとともに、アグリゲーション・ビジネスの活性化のための環境整備を進めていきたいと考えます。 →中間とりまとめには環境整備の具体策は記載しないが、意見を踏まえつつ今後具体策を検討していく。</p> <p data-bbox="1243 719 1547 748">【受け止めと今後の対応】</p> <p data-bbox="1243 761 2089 879">・アグリゲーション・ビジネス推進のための環境整備については、特に上げ DR に関する具体策に関して委員会の動向を注視し、引き続き働きかけを継続する。</p>

提出した意見	意見に対する回答とそれに対する受け止めと今後の対応
<p>自家消費型の要件の考え方についての提案  該当箇所 P.9(1)地域アウトプットの考え方自家消費型の要件について</p> <p><b>【意見】</b>  7 行目の文章を下記の通り変更する「『自家消費』については、同一の需要地内において電気を使用する類型に加え、同一の需要地内に限らずとも、自己託送や自営線により同一の需要地外へ電気を供給する類型など、事実上自家消費を行っている事業を認めることも検討すべきである。」※「自己託送や」を追記した。</p> <p><b>【理由】</b>  自家消費の要件については「自営線により同一の需要地外へ電気を供給する類型など、」とあるが、自営線だけではなく、自己託送による「系統線を活用した」方式もある。自己託送は同時同量の下に運用されるため、事業者は需給バランスにも配慮しており、系統安定化には有効な取組みである。さらに再エネ普及拡大のためには自家消費を促す仕組みを幅広く優遇することは有効であると考えたため。</p>	<p><b>【回答】</b>  「自家消費」については、同一の需要地内において電気を使用する類型に加え、同一の需要地内に限らずとも、自営線により同一の需要外に電気を供給する類型など、事実上自家消費を行っている事業も含めることが必要と考えており、この考え方を踏まえて、具体的な制度設計を行っていきます。</p> <p>ただし、小規模事業用太陽光発電(10-50kW)などの低圧設備が、自己託送制度を活用しつつ、その残余の電気を特定契約の相手方である電気事業者へ供給するためには、制度上の整理が必要となるものと認識しています。</p> <p>→表記に変更なし。ただし、低圧における(家庭用におけるPV余剰電力を活用した P2P 事業などを念頭に)自己託送制度について、制度上の整理が必要との認識。</p> <p><b>【受け止めと今後の対応】</b>  低圧における自己託送制度の整理に関して動向を注視し、意見を提出していく。</p>

持続可能な電力システム構築小委員会中間取りまとめ案に対する意見提出結果

提出した意見	意見に対する回答とそれに対する受け止めと今後の対応
<p><b>【意見】</b>            P17 下9行目の文章を以下の通り変更されたい。            「規制の範囲については、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び配電事業者に対して卸供給を行うアグリゲーターのみに対して事業ライセンスの取得を求め」※規制の範囲につき、小売電気事業者に対して卸供給を行うアグリゲーターを削除</p> <p><b>【理由】</b>            電力アグリゲーションビジネスについていえば、より簡易な形態としてユーザが保有する機器(発電機、空調機等)に対し単に発停や出力調整のみを行い、ユーザや小売電気事業者に対しその対価をやり取りする形態も考えられ、電力計による計量を介さない場合も想定される。アグリゲーターを電気事業法の型にはめ、ビジネス形態を制約することは、アグリゲーションビジネスの発展を妨げるおそれがあり、更にはアグリゲーターを通じた持続可能な電力システム構築やわが国の新たな産業発展の芽を摘み取ってしまわないかと懸念する。競争環境にある事業者同士のビジネス、すなわち小売電気事業者に対してのみ卸供給を行うアグリゲーターについては規制の適用外とし、アグリゲーションビジネスの発展、ひいては Society5.0 の実現を促すことが肝要と考える。また、「自家発等の分散リソースを広く供給力として国が把握する」(P17 14 行目)との記載があるが、あらゆる分散リソースに関わる課題であり、アグリゲーションビジネスに参加する分散リソースがそれほど多くはない中、アグリゲーターに係るリソースのみ把握しようとしても目的は達成されないと考える。更に、「家庭用のエネルギーリソースを活用したアグリゲーターの新規参入に当たっては、サイバーセキュリティの確保が必要と考えられるところ」(P17 21 行目)についていえば、アグリゲーションビジネスに限らず、設備の遠隔制御と監視を行うビジネス全体に関係する課題であり、わが国の IT 産業の健全な発展を図るとの目標を展開し、実現を図るのが望ましいと考える。</p>	<p><b>【回答】</b>            アグリゲーターは、発電事業者と同様に災害等非常時における供給力として期待され、自家発等の分散リソースを広く供給力として国が把握すべきとされたもの。            そのため同様の役割を持つ発電事業者に倣って、アグリゲーターの規制の範囲については、「小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び配電事業者に対して卸供給を行う」者としている。            ⇒変更なし</p>

提出した意見	意見に対する回答とそれに対する受け止めと今後の対応
<p><b>【意見】</b>  P.164 行目の文章を以下の通り変更されたい。  「配電事業の参入時の審査においては、国が事業者の適格性を確認することに加え、社会コスト(配電事業参入地域の発展による社会的利益増に対し、一般送配電事業者、配電事業者のみならず、需要家等を含めた電力システム全体としてのコスト)の増大を防ぐ観点から、収益性が高い配電エリアが切り出されることで他のエリアの収支が過度に悪化すること(いわゆる「クリームスキミング」)が生じないことを確認することも重要であり、そのための詳細な基準について今後更なる検討を進めていくべきである。」  ※「配電事業参入地域の発展による社会的利益増に対し、」、「過度に」を追加。</p> <p><b>【理由】</b>  配電事業ライセンス導入はマイクログリッド普及拡大の画期的な制度であり、大いに賛同する。しかし、公平性を保つため「クリームスキミング」回避を過剰に意識しすぎると新たなビジネスの普及を阻害する可能性があると考え。従って、収益性の高い配電エリアであっても、コスト効率化やレジリエンス向上の観点から意義が大きければ選定すべきと考える。</p>	<p><b>【回答】</b>  公平性、公正性の確保の観点から、クリームスキミングが生じないことを適切に確認しながら新規参入を促していくことが重要と考えるため、原案のとおりとさせていただきます。  →変更なし</p> <p><b>【受け止めと今後の対応】</b>  配電事業ライセンス導入の対象地域の選定等については、今後の選定基準や手順を注視し、働きかけを継続する。</p>

提出した意見	意見に対する回答とそれに対する受け止めと今後の対応
<p><b>【意見】</b>  (P17 下1行目)「現行の電気計量制度では、全ての取引に係る電力量の計量について、計量法(平成4年法律第 51 号)に基づく型式承認又は検定を受けた計量器を使用することが求められており、以下の課題を踏まえた電気計量制度の合理化の必要性が高まっている。」の下に、以下を追加すべき。  「計量法では、複数の電力量計の差分の値を、電力量の証明・取引に使うこと(差分計量)は原則認められていないが、需要家ニーズもある中、差分計量が認められないことで、追加的に計量機器を設置することで、かえって需要家にとって不利益となる場合がある。」</p> <p><b>【理由】</b>  新たな取引ニーズに基づく電力計量制度の合理化については、単に計量器の問題だけでなく、差分計量の禁止など、制度に起因する問題も含まれている。このことは、第 22 回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会資料 8「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会における検討について」(P23)の中で提起されている内容であり、計測器や計測精度に関する規制と相まって重要な点として、中間まとめにも記載すべきものとする。</p>	<p><b>【回答】</b>  差分計量については、許容誤差を超えない取引の確保が担保されるか否かについて慎重な検討が必要と考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。  なお、差分計量の論点は非常に重要と考えられるため、いただいた御意見も踏まえ、引き続き検討を行って参ります。  ⇒変更なし。ただ、差分計量については引き続き検討する。</p> <p><b>【受け止めと今後の対応】</b>  差分計量認定については、今後も継続検討のため、委員会の動向を注視し、引き続き働きかけを継続する。</p>

## 事業者ヒアリングの概要

- 逆潮流アグリゲーションも調整力として認めるべきとの要望とリソース保有状況を確認。
- 一方、多くのリソースは現在逆潮流契約をしておらず、今後活用が認められた後に、系統連系協議の負担、逆潮流用メーターの費用、収益性の検証が必要との声が多かった。

事業者	概要
事業者A	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定リソースは、太陽光に併設する<b>家庭用蓄電池(20年度で2万台、40MW)</b>を設設計画中。将来的にはEVやエコキュートとの組み合わせも視野。</li> <li>卒FIT太陽光の顧客への新規エネルギービジネスとして成長させたい。</li> </ul>
事業者B	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定リソースは、<b>ピークカット用産業用蓄電池(約500kW)</b>。</li> <li>制度整備次第で、ある程度のポテンシャルは期待できる。</li> <li>電源Iの自家発は逆潮流防止機能が具備されているが、ポテンシャルあり。</li> </ul>
事業者C	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定リソースは<b>家庭用蓄電池(2021年度以降、年1万台、30MW)</b>。</li> <li>中3社と九州にて販売し、蓄電池1万台の5%でも<b>1.5MW</b>のポテンシャルあり。</li> </ul>
事業者D	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定リソースは、<b>地冷用コジェネ(2~6.5MW)、工場コジェネ(5MW)</b>。コジェネは季節により稼働可否があり、これらを統合したい。</li> <li><b>首都圏で、逆潮流アグリゲーションのリソースとなる非常用発電機は約1GW存在</b><small>※第三者所有分を含む</small></li> </ul>
事業者E	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定リソースは<b>家庭用燃料電池(56MW(8万台×0.7kW))</b>。</li> <li>逆潮流契約はしていないが、<b>コジェネ(150MW)</b>も保有。</li> </ul>
事業者F	<ul style="list-style-type: none"> <li>部分負荷で稼働しているコジェネを定格稼働できれば、リソース容量増加に貢献可能。</li> <li>ボジアグリに活用可能な<b>産業用コジェネは10件程度</b>保有。</li> </ul>
事業者G	<ul style="list-style-type: none"> <li>PVと蓄電池等の普及により、リソース1台当たりの提供量増加が期待できる。</li> </ul>
事業者H	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池からの逆潮流を含め、昼間の下げDRを利用しやすくなる仕組みが必要。</li> <li>リソースとしては、<b>太陽光併設の家庭用蓄電池。卒FIT太陽光は、2020年度末までに3000件強程度(蓄電池4kWを併設すれば1.2MWと想定)</b>。全国の住宅用太陽光の契約件数は1万7000件(約80MW)。</li> </ul>

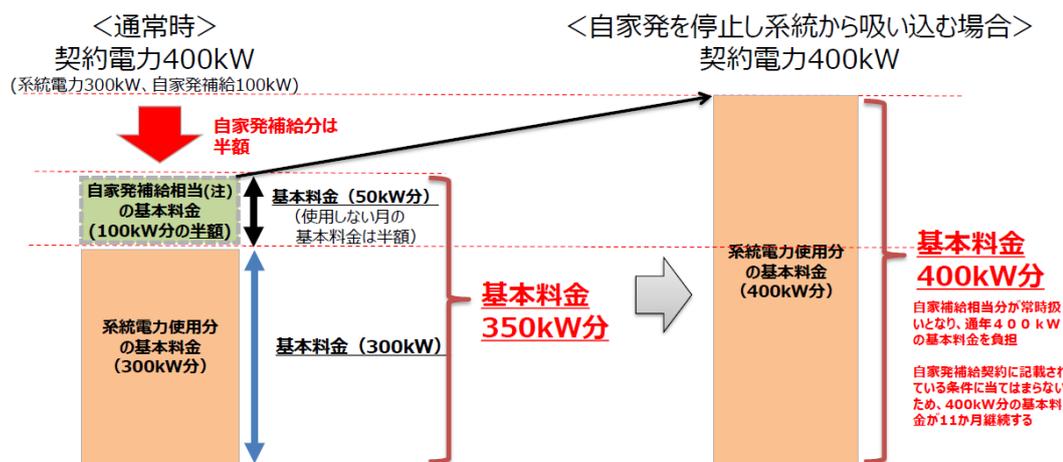
出所：第10回 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会 資料

## (参考) 上げDRを実施した際の基本料金について

14

- 現行制度では自家発停止及び抑制分を系統電力に切り替えた場合、契約電力(常時)増加により契約基本料金が增加する。そのため、これに伴う基本料金の負担を軽減するような手当を検討することなどが考えられるのではないかと。

### 基本料金のイメージ図



(注) 自家発補給契約…発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等をむ)により生じた不足電力の補給にあてため電気の供給を受けるサービス。  
 <参考> 東電PG託送供給等約款抜粋(接続送電サービス契約電力等)  
 イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。  
 (イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力等と前11月(低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定められた期間とすることがあります。)の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

出所：第24回 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会/電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会系統ワーキンググループ資料

- 太陽光発電の導入が急速に進む九州では、昨年10月以降、軽負荷期には土日のみならず平日も出力制御が行われている状況。今後も出力制御量の増加が予想される中、**再エネの有効利用の観点から出力制御量の低減に向けた一層の対応が必要**である。

【参考】九州における出力制御の実績

2018年度：26日（1発電所あたり5～6日）、最大制御量180万kW

2019年度：42日（1発電所あたりオフライン10～11日、オンライン9～10日）、最大制御量257万kW（※12月4日時点）

- こうした中、**再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 中間整理（第1次）**において、**昼間の太陽光発電等による電力供給過剰に対して、電力需要を制御することにより需給バランスを調整するデマンドリスポンス（DR）、いわゆる上げDRの活用に向けた検討を進めることとされた。**
- **既に再エネの発電予測量の割当タイミングや割当量の変更、卸電力市場の値動き等を踏まえて、上げDRを実施する事例も見られる。**上げDRの活用は、本来消費する予定であった需要のタイムシフトとなることが重要であり、この観点からすれば、**上げDRに協力する需要家にもメリットが生まれる仕組み等が必要**である。
- 本日は、**更なる上げDRの実施を促進するための取組**について、御議論いただきたい。

出所：第24回 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会系統ワーキンググループ資料

## 更なる上げDRの実施に向けた課題

- **出力制御が予想される際は卸電力市場におけるエリアプライスの最低値は0.01円/kWhになることが想定される。**この際、市場メカニズムに基づき上げDRの活用が進むと想定されるが、依然として以下の課題が存在。
  - (i) スポット価格が0.01円/kWhであっても、**一部の小売買取分については2020年度までは回避可能費用の激変緩和措置があるため、安くとも5円/kWh程度の調達となること、また自家発を停止・抑制し系統電力の消費量を増やすことも可能だが、現行では、常時契約電力を超過した場合は電力基本料金が増加すること等により、上げDRを実施するために必要となる事業性が十分に確保できていない。**
  - (ii) 事業性の確保に向けたハードルが高いため、小売電気事業者が安価な電気を調達して得られる利益について、**需要家やアグリゲーターに配分する仕組みが広まっておらず、多くの需要家にとって上げDRを行うメリットがない。**
- (i)については、**2021年度以降、回避可能原価が市場価格連動に切り替わると0.01円/kWhの調達が可能となる点、また託送契約範囲内で自家発を停止・抑制して上げDRを行う場合、再エネ余剰時に限った措置（要詳細検討）によって事業性が改善する可能性がある。**また、**上げDRにより生じた再エネの環境価値を上げDRのインセンティブとしたいという意見もある。**こうしたことを踏まえ、**これらの実現可能性や実務上の課題整理等の検討を進めてはどうか。**
- (ii)について、利益配分の仕組みとしては、小売電気事業者、アグリゲーター、需要家にて**利益を分け合う相対での取り決めや、卸電力市場価格と連動した電気料金を設定**することが考えられる。経済産業省では市場連動電気料金による電動車の充電シフトをする実証事業の実施を予定しているところ、**国としてもこうした実証の成果や利益配分のモデルを発信しつつ、事業者の積極的な取組を促してはどうか。**

出所：第24回 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会系統ワーキンググループ資料

- 上げDRの事業化を検討するアグリゲーターからは、**上げDRにより生じた再エネの環境価値を上げDRのインセンティブとしたい**という意見も出ているところ。

第35回 制度検討作業部会 資料3-4 エナジープールジャパン株式会社説明資料より抜粋

「上げDR」制度化に向けて  
「上げDR」には社会的意義がある

- 制度化に向けた課題
  - 算定根拠となるベースラインの設定（直前型か）
  - 電力需給契約上の契約電力の扱い
  - 従量料金の扱い
  - **上げDRで生じた環境価値の帰属（仮に電源が特定できれば、より大きなインセンティブになる）**

等の検討すべき課題はあるが、「上げDR」は

- 「RE100」に寄与し得る
- ESG投資の対象となり得る
- 「上げDR」で創出された非化石価値を証書化し、売却が可能となれば、大口需要家様・DR事業者が「上げDR」を事業スキームに加えるインセンティブとなる
- **売却しない場合でも、「〇〇エリアの再エネ出力抑制回避に貢献した」と表明することで定性的環境評価が得られる可能性が高い**
- 大口需要家様の環境価値に対する期待値は高い

©2019 Energy Pool Japan, Inc. All rights reserved

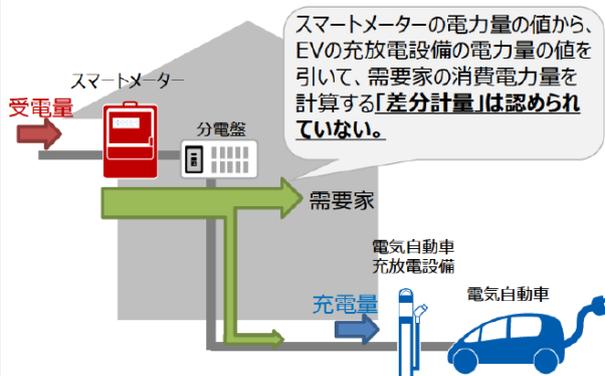
8

出所：第24回 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会系統ワーキンググループ資料

## (2) 計量法の適用除外にするにあたっての基準③ (差分計量)

- 計量法では、**複数の電力量計の差分の値を、電力量の証明・取引に使うこと (差分計量) は原則認められていない。**
- 他方、需要家ニーズもある中、差分計量が認められないことで、**追加的に計量機器を設置することで、かえって需要家にとって不利益**となる場合がある。
- このため、**一定の条件を課した上で、需要家等利害関係者の合意を得ることを条件に認める**こととしてはどうか。

<参考> 差分計量について



<参考> 特定電気取引に関する計量課題研究会での議論

- 需要地内での取引については、**複数の計量機器の差分を使用することによる計測精度の低下等の影響を事業者が説明し、合意を得ることを条件に認める**こととしてはどうか。
- 一般送配電事業者の送電網を介した取引については、差分計量による系統への影響等を別途検討する必要がある。

出所：第22回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会資料